

熊本市児童相談所長 様

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する
第三者評価
報告書

(令和7年度3月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で熊本市児童相談所一時保護施設の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2024年度こども家庭庁調査研究事業「【改訂版】一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

67項目について、一時保護施設職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護施設へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表）等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) 会計年度任用職員ヒアリング
- (6) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (7) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (8) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護施設が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法	1
目次	3
総評	
総評	5
第Ⅰ部 こども本位の支援	9
第Ⅱ部 一時保護施設的环境・運営体制	12
第Ⅲ部 一時保護施設における支援	15
第Ⅳ部 一時保護施設の管理運営	19
アンケート結果	
こどもアンケート結果	21

総評

(2025年11月25日(火)～26日(水) 実地調査実施分)

総 評

児童相談所や一時保護施設での勤務経験の少ない職員が多く在籍していますが、日々の業務に真摯に向き合っておられる様子がうかがえました。一時保護施設の職員間や、相談部門との間で、相談記録システムや Teams 等の ICT ツールを活用して適切に情報共有がなされており、一時保護中の子どもの生活を組織的に支える姿勢が見受けられました。

令和 7 年 3 月に改訂された「こどもの権利ノート」は、子どもの権利条約の 4 つの柱を軸に、年齢や発達段階に配慮した構成となっており、子どもにとって理解しやすい内容となっています。また、これまで一時保護施設を利用した子どもたちの描いた絵が取り入れられており、子どもが自分のこととして受け取りやすい工夫がなされています。

子どもヒアリングでは、「職員がよく話を聴いてくれる」という声がありましたが、そのような日頃のかかわりが、子どもたちに「言いたいことを言ってい」というメッセージとなっていると考えられます。実際に、被措置児童虐待が疑われる職員の言動があった際にも、子どもからの訴えがあったとのことで、このメッセージが伝わっていることの証左であると考えられます。

学習面に関しては、在籍校との連携が図られるとともに、教職経験を有する学習指導員による主要 5 教科の学習支援が行われています。また、ラウンジ（リビング）からつながった屋内運動場の設置や運動支援員の配置により、体育の授業に代わる運動レクリエーションも実施され、閉鎖的になりがちな生活のなかで、子どもたちのエネルギーの発散にもつながっています。

一方で、全般的に「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（以下、「新基準」とする）や一時保護ガイドライン（以下、「ガイドライン」とする）が求める基準や基本方針に、現状では十分に対応できていない印象も受けました。その背景には、児童相談所や一時保護施設での勤務経験が浅い職員で構成されている組織であることに加え、慢性的な人手不足があり、慣行に従った日々の業務に追われて課題を認識しにくい状況があるようです。

まずは、管理者および指導教育担当職員を中心に、日々の実践を振り返ることから始めて、職員それぞれの視点で一時保護制度の理念や基本方針を言語化し、チームとしての支援方針について合意形成を図っていくことが望まれます。その過程においては、トラブルや逸脱の回避といった“管理のしやすさ”だけでなく、権利の主体である子どもを中心に据えた支援の在り方について、継続的に検討していくことが重要であると考えられます。

新基準とガイドラインの趣旨を支援体制に反映させるためには、人員体制や生活環境を整備し、支援の基盤をつくる必要があります。第Ⅱ部、第Ⅲ部に記載した「今後取り組んでほしい点」を中心とした取り組みが進められることを期待します。

また、子どもの権利の尊重や一時保護施設の理念について理解を深めるための研修を定期的実施し、職員全員が受講することが望まれます。さらに、他の自治体の一時保護施設の状況を知る機会がないため、視察等を積極的に取り入れ、先進的な自治体の取り組みについて共有する機会を設けることも、支援の質の向上につながると考えられます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者および指導教育担当職員を中心に、日々の実践を振り返ることから始めて、職員それぞれの視点で一時保護制度の理念や基本方針を言語化し、チームとしての支援方針について合意形成を図っていくことが望まれます。その過程においては、トラブルや逸脱の回避といった“管理のしやすさ”だけでなく、権利の主体である子どもを中心に据えた支援の在り方について、継続的に検討していくことが重要であると考えられます。 ・自己評価や第三者評価等を通じて明らかになった課題については、年間の事業計画に反映し、チームで目標を共有しながら、改善や支援の質の向上に取り組んでいくことで、日々の実践がより確かなものになっていくことが期待されます。 ・リビング、居室、学習室、食堂などの共用・生活空間について、全体として殺風景な印象が強く、子どもにとって「生活の場」としての温かさや安心感を実感しにくいのではないかと考えられます。現在の建物環境の中でも、子どもが「大切にされている」と感じられるような工夫やかかわりについて、職員間でアイデアを出し合い、できることから支援の改善に取り組んでいくことが期待されます。第Ⅲ部で詳述していますが、日々の小さな工夫の積み重ねが、子どもの安心感や信頼感につながるものと考えられます。 ・災害対応や感染症対応、安全確保等に関する一時保護施設独自の各種マニュアルを整備していく必要があります。その際、現場での経験や気づきを反映させることで、職員一人ひとりが主体的に安全確保の実践にあたることができ、非常時においても適切かつ迅速な判断・対応につながるものと考えられます。
児童相談所 (一時保護施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細は各部総評にて後述しますが、新基準とガイドラインの趣旨が組織としての支援体制に反映されていない状況が見受けられました。一時保護施設が子どもの権利保障を基盤とした支援を安定的に実施できるよう、あらためて支援体制を整理し、構築されることを期待します。 ・子どもの生活の安全・安心を確保する観点から、建物の破損箇所については、計画的かつ早期に修繕が行われることを望みます。 ・必要な職員配置について継続的に検討・要望を行うとともに、現行の人員体制でも、子どもの権利保障を基盤とした支援を実現するにはどのような運営方法をすればよいか、一時保護施設と協働して検討を進めてください。 ・職員一人ひとりが、子どもの権利保障を軸とした支援を実践していけるよう、経験年数や役割に応じた研修体系を整理し、計画的に実施していくことを期待します。 ・一時保護施設における支援の質と安全性を高めるため、災害対応、感染症対応、事故防止等を含む一時保護施設独自の各種マニュアルの整備に関与していただくことを願います。

<p>設置自治体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新基準とガイドラインに則した対応をとりやすくするため、ユニット化に向けた建物改修を計画的に進めてください。 ・職員の勤務体制は、原則として日勤及び宿直勤務となっており、夜間帯は宿直者 1 名と夜間支援員 2 名によって対応されています。夜間帯の職員構成が男性のみとなる日があることや、宿直者が幼児対応を担うことで、学童期の子どもに直接関わる職員体制が手薄になる場面も確認されました。夜間帯における子どもの安心・安全の確保や、権利擁護のため、職員の複数夜勤体制や、専門性を有する職員の配置についてご検討いただきたいと考えます。 ・看護師が子どもに直接関わる指導職員として配置されていますが、看護業務を専任で担う職員としての配置には至っていない状況が確認されました。また、心理療法担当職員は配置されているものの、相談部門の心理班に所属しており、一時保護施設への関わりは 1 日のうち半分程度となっているとのことです。これらについては専任配置とし、それぞれの専任的業務にあたることのできる体制整備を求めます。 ・子ども一人ひとりの状況に応じた個別支援を安定的に保障するためには、現場職員の努力や工夫だけに依存しない職員配置と予算の確保が不可欠です。設置主体として、職員が専門性を発揮し、子どもの権利を尊重した支援に継続して取り組める条件整備を進めていくことを求めます。
<p>国</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設の人員配置や専門職の確保、支援の質の向上を継続的に支えるため、実効性のある財政支援制度の充実を強く要望します。 ・建物のユニット化を促進するため、改修費用に対する助成など、自治体の取り組みを後押しする方策を立てることを求めます。 ・一時保護施設職員の専門性の向上と支援の質の向上のため、先進的な取り組みを行っている自治体への視察や研修の機会が地域間格差なく実施できるよう、助成制度の確保を求めます。

第 I 部 こども本位の支援

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【優れている点】

・令和 7 年 3 月に改訂された「こどもの権利ノート」は、子どもの権利条約の 4 つの柱を軸に、年齢や理解の発達段階に配慮した構成となっており、子どもが理解しやすい工夫がされています。また、一時保護施設を利用した子どもたちの描いた絵が取り入れられており、子ども自身が自分のこととして受け止めやすい点も高く評価できます。

・毎週、アドボケイトが訪問して、子どもからの希望があれば個別に面談できる体制が整えられており、子どもの声を聴くための外部の仕組みが確保されています。

・子どもから訴えのあった被措置児童虐待が疑われる事案について、迅速かつ適切な対応がなされたことを聴き取りました。子どもが大人に訴えることができ、その後速やかに安全が確保できたことは評価できます。

【今後取り組んでほしい点】

●一時保護施設に関する基本理念等

経験の浅い職員が、施設長や主幹兼主査など一時保護施設の運営上重要な役割を担う中、従前のやり方に沿って日々の業務に真摯に取り組まれている様子が見えられました。一方で、近年新たに策定・改訂された新基準やガイドラインとの関係では、生活のさまざまな場面で、それらにそぐわないものとなっている部分が多く見受けられました。特に、性的な問題行動や自傷行為、子ども同士のトラブルを未然に防ごうとすることがあまり、子どもにとって快適で安心できる環境づくりや、一人ひとりの状況に応じた個別支援が難しくなっている側面があると考えられます（第 II 部、第 III 部参照）。今後は、新基準やガイドラインの趣旨を整理するとともに職員間で共有し、安全確保の視点を大切にしつつも、子どもの権利擁護の観点とのバランスを意識した運営へと転換していくことが期待されます。

●「子どもの権利」に関する説明、教育

児童福祉司がこどもの権利ノートを用いて「子どもの権利」に関する説明を実施していますが、その後こどもの権利ノートはしまわれていると聞きました。学童版には、「聞いてみたいこと」や「気になっていること」などを記入する欄が設けられているため、入所時だけでなく、一時保護中の生活を通じて子ども自身が気持ちの変化などに気づき、言語化するためのワークブックとして活用されることが期待されます。また、一時保護施設職員が主体的に、日々の生活場面を通じて「子どもの権利」と結びつけて説明する機会は多くないようです。たとえば、子ども同士のケンカの場面で暴言が出てしまったときや、職員に対して嫌だった気持ちをうまく言葉にできずにいる場面など、日常の関わりの中には、子どもの権利を具体的に伝える機会が多く含まれています。こうした場面で、折に触れて「権利」とのつながりを丁寧に伝えていくことにより、子どもが自らの権利を少しずつ理解し、安心して生活するための支えとしていくことが期待されます。

●意見表明に関する支援

アドボケイトの導入やアンケートが実施されており、子どもの声を聴こうとする姿勢は確認されました。今後は、筆記用具を備えた意見箱の設置や、子ども会議の実施など、日常生活の中でより気軽に意見を表明できる仕組みを整えることで、子どもの声をさらに活かすことが期待されます。

子どもヒアリングでは、複数の子どもから「職員はよく話を聴いてくれる」という肯定的な声がある一方、要望が実現されない経験が重なると、「事情があって仕方がない」とあきらめにつながっている様子も見受けられました。人員体制

や予算面などさまざまな制約がある中でも、「どのようにすれば実現できるか」という視点で検討を重ねることによって、少しの工夫やユニークなアイデアを生み出し、子どもの要望を支援に反映させる可能性を広げていただきたいと思います。

●私物の持ち込み

一時保護施設内における私物の所持について、全体的に広く制限が設定されており、心理的安定に資する私物（ぬいぐるみ等）を除き、居室への持ち込みができない運用となっていることが確認されました。

私物所持の制限は、子どもの安全確保等の観点から必要となる場合がありますが、合理的な理由がなければ行うことはできません。やむを得ず制限する場合は、その理由を子どもに丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが求められています（基準第12条）。

現在の運用について、具体的なリスクや必要性がどのように整理されているのかを再確認し、紛失や盗難のおそれがあるのではないか、自傷行為等に用いてしまうのではないか等の抽象的な懸念に基づく一律の制限となっていないかを検討し、子どもの納得感につながる説明のあり方の見直しが期待されます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	B
No.2	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
No.3	相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	A
No.4	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	B
No.5	個別支援を適切に行っているか	B
No.6	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.7	子どもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	A
No.8	子どもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	A
No.9	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、理解を得ているか	A
No.10	保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分に聞いているか	A
No.11	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
No.12	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明等が適切に行っているか	A
No.13	子どもの援助指針（援助方針）等に対する子どもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	A
No.14	一時保護施設での生活等に対する子どもの意見に対し、適切な対応を行っているか	B
No.15	通信、面会等に関する制限は適切か	A

No.16	一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	B
No.17	個別対応は適切に行っているか	A
No.18	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	B
No.19	被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	B
No.20	子ども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	B
No.21	国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	A
No.22	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	A

第Ⅱ部 一時保護施設的环境・運営体制

総評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等

【優れている点】

・子どもに関する記録は、一時保護部門と相談部門が共通の相談記録システムを使用し、双方の情報を相互に閲覧できる体制が構築されており、子ども理解の連続性が保たれている点は高く評価できます。

・日常的なやり取りでは、直接のコミュニケーションに加え、必要に応じて Teams 等の ICT ツールを活用し、情報共有の不足を補っており、部門間の連携を維持・強化しようとする工夫が見られます。

・警察との連携においては、相談部門に常勤の警察官職員が派遣され、その職員を窓口として一時保護施設との間で日常的な情報共有や連携が図られており、入所中の子どもの安全確保の観点からも有効な体制であると評価できます。

・運動支援員が専任で配置されており、子どもに対して運動面からの継続的な支援が行われています。運動は、身体的な健康の維持だけでなく、情緒の安定やストレスの発散、生活リズムの形成にも寄与する重要な要素であり、日々の生活における良い刺激となっています。専門職による関わりが確保され、一時保護施設の生活環境を豊かにする取り組みとして高く評価できます。

【今後取り組んでほしい点】

●生活環境の整備

建物のスペース自体は基準を満たしているものの、窓のフィルムの剥がれやトイレ等の一部設備の破損が未修理のままになっている箇所があります。また、居室内に物品を置くことができないことや、食堂及び幼児用浴室が階下にあることなどから、生活の動線がやや複雑になっている印象を受けました。さらに、リビング、居室、学習室、食堂など生活空間について、全体として殺風景な印象が強く、子どもにとって「生活の場」としての温かさや安心を実感しにくい状況ではないかとも考えられます。こうした環境は、子どもが大切にされていると感じる機会を減らしてしまうおそれがあります。今後、建物のユニット化に向けた取り組みを進めていくとともに、現行の建物でもできる改善を積み重ねていくことが望まれます（第Ⅲ部参照）。

●人員配置・勤務体制

職員の勤務体制は、日勤及び宿直勤務が基本で、17時15分から翌朝の日勤職員が出勤するまでの夜間帯は、宿直者1名と夜間支援員2名（17時から翌日8時30分勤務の会計年度任用職員）での対応となっています。夜間支援員は、主に子どもの状況把握を中心とした役割を担っており、子どもの中に入って直接支援を行うことは限られています。また、夜間帯の職員構成が男性のみとなる日があることや、宿直者が幼児対応を担うことで、学童期の子どもに直接関わる職員が手薄になる場面が生じている点も確認されました。

このような状況は、同性によるケアへの配慮、突発的なトラブルや緊急保護への対応といった観点からも、子どもに負担が及ぶことが懸念されます。夕食後のフリー時間は、子ども一人ひとりの様子を丁寧に把握し、関係づくりや行動観察を行う上で重要な時間帯であり、支援の充実が期待される時間でもあります。また、勤務体制や人員配置上の制約を理由に生活上のルールを設定することとなり、結果として子ども側に我慢を求める形になっている部分があると考えられます。

本来は宿直ではなく夜勤体制の導入が望ましいと考えられますが、当面の対応としては、宿直職員を男女各 1 名とするなど、夕刻から夜間にかけての支援体制の充実を検討してみたいかがでしょうか。あわせて、常勤職員の勤務形態に遅出勤務を組み合わせることで、夕食後の時間帯における支援を手厚くすることも有効です。さらに、夜間支援員については、同性によるケアを基本としつつ、子どもとの年齢差が比較的近い大学生等を含めた人材の活用も一案です。福祉・心理・教育分野に関係する大学等と連携し、子どもの支援に理解のある人材を確保することで、支援の幅が広がります。その際、夜間支援員の役割についても、現行の「子どもの把握」を中心とした業務から、子どもの集団に直接関わる支援を含めた内容へと発展させることが望まれます。

● 看護師の配置

現在、看護師は子どもに直接関わる指導職員として配置されており、看護業務を専任で担う職員として配置されていません。そのため、子どもの健康管理、服薬管理、衛生管理といった看護の専門性が求められる分野で、十分に対応することが難しい場合があると考えられます。特に服薬管理については、精神科の薬を服用している子どももいるため、誤薬などのリスクへの配慮が必要です。また、入所時の健康状態の把握や、体調不良が生じた際には、相談部門に配置されている常勤医師の診察を受ける体制が確保されている点は評価できますが、日常的な健康観察や医療・健康面からのアセスメントは、さらに充実させていく必要があると考えます。今後は、看護師を看護業務に専任で配置し、子どもの健康管理や衛生管理の質の向上、医師との連携強化、医療専門職としての子どもへの支援を図ることが期待されます。

● 心理療法担当職員の役割

心理療法担当職員は配置されていますが、相談部門の心理班に所属しており、一時保護施設への関わりは 1 日のうち半分程度です。子どもへの対応は主として相談部門の面接室で行われているため、生活場面での子どもとの交流やグループケア等一時保護施設内での子どもへの日常的な関わりや行動観察を行う機会が限られている状況が見受けられました。さらに、観察会議に出席していないため、生活場면을踏まえた心理的視点によるアセスメントが、十分に行われにくい状況にあると考えられます。今後は、心理療法担当職員が、子どもの心理面のアセスメントや心理教育、職員へのアドバイスなど専任的業務を日常的に行うことができるよう、一時保護施設の支援チームの一員として明確に位置づけることが望まれます。

● 管理者及び指導教育担当職員

一時保護施設長および主幹兼主査が中心となって一時保護施設の運営に関するマネジメントを担っていますが、一時保護施設の管理者や指導教育担当職員としての役割や位置づけが必ずしも明確ではありません。組織としてガイドラインに沿った体制や運営が確立できるよう計画的に取り組む仕組みづくりが今後の課題と考えられます。まずは、一時保護施設管理者及び指導教育担当職員に 2 年に一度義務付けられている法定研修（基準第 20 条 4 項）を受講し、子どもの権利を最優先にした支援の基本的な考え方について理解を深めることが望まれます。その上で、管理者によるマネジメントやスーパーバイズが、支援の質の向上につながるよう機能していくことを期待します。

● 職員研修

① 新任職員研修

児童福祉司任用後研修の受講は実施されていますが、一時保護施設としての新任者研修プログラムは整備されておらず、日々の業務の中で他の職員にアドバイスを受けながら実務を習得しています。特に、現状の宿直体制では、精神的な負担が大きくなりやすいと考えられますので、一時保護施設の新任職員研修をプログラム化し、職員が安心して業務に入れる仕組みを整えていくことが重要です。

②年間を通じた職員研修

一時保護施設職員全体に対しては児童相談所が設定した研修の受講が義務付けられていますが、これをさらに発展させることを期待します。子どもの権利の尊重や一時保護施設の理念について理解を深め、これを反映させた支援の在り方や勤務体制とはどのようなものであるかを職員全員が意識できるよう、講義型の研修に加え、ディスカッションを中心とした演習型の研修を行うことも効果的です。あわせて、職員は他の自治体の一時保護施設の状況を知る機会がないため、視察などにより、先進的な自治体の取り組みを共有することも、支援の質の向上につながると考えます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.23	一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	A
No.24	一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	B
No.25	管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	B
No.26	一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	C
No.27	一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	C
No.28	職員の専門性及び質の向上のための取り組みを適切に行っているか	B
No.29	職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	A
No.30	一時保護施設全体がチームとして運営できているか	A
No.31	児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	A
No.32	情報管理を適切に行っているか	A
No.33	ICTを活用した業務効率化の取り組みを行っているか	A
No.34	医療機関と適切に連携しているか	A
No.35	警察等と適切に連携しているか	A

第Ⅲ部 一時保護施設における支援

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【優れている点】

・相談部門が把握している子どもや家庭に関する情報等について、三者協議や児童相談システムの相互閲覧、Teams チャットなどによって、保護期間を通じて緊密な情報共有がされています。一時保護部門と相談部門の間には、役割や立場の違いから認識のずれが生じやすいですが、両部門が協働して支援を支えている点は、今後の体制の整備・強化において重要な基盤となるものとして評価できます。

・担当児童福祉司を通じて、在籍校と連携し、学校から提供された教材や一時保護施設で用意したプリントなどを使い、教職経験を有する学習指導員による主要 5 教科の学習支援が行われています。また、屋内運動場の設置や運動支援員の配置により、体育の授業に代わる内容の運動レクリエーションも実施され、閉鎖的になりがちな生活のなかで、子どもたちのエネルギーの発散にもつながっています。

【今後取り組んでほしい点】

●生活面のケア

①日課等

全般的に、リスク回避が優先され、子どもの最善の利益を考慮した運営が後退してしまっている印象があります。例えば、建物の構造上無理があるなかで、男女で生活スペースを分離し、日課もすべて男女別に実施している点が挙げられます。学習室やラウンジ、屋内運動場などを利用できる時間が限定され、移動や活動のたびに職員の指示や誘導が必要になります。人手がない中、そのような集団管理を行うために制約的なルールや禁止事項を設定せざるを得なくなり、結果として一人ひとりの子どもの状況に応じた対応が難しくなっています。安全確保を前提としつつも、弾力的に男女が一緒に活動する時間を設けるなどし、子どもの最善の利益に資する生活支援を行うことが期待されます。

②生活空間、設備等

男女別で余暇時間を過ごすために、ラウンジ（居間）と学習室を交代で使用していますが、いずれも適切な備品や什器が整えられておらず、居心地よくリラックスすることはしづらい環境であるように見受けられました。ラグやジョイントマット、座卓等を配置して、比較的広く余裕があるスペースを有効活用する工夫が望まれます。また、基本的に個室が整備された居室となっている点は評価できますが、布団以外の生活用品がないため、殺風景な居室になっていました。時計やティッシュペーパー、ゴミ箱等を設置し、子どもの希望に応じて、ラウンジにあるマンガや貸出しの CD、DVD プレーヤー等を持ち込んで居室でひとり余暇を過ごすことも選択できるようにしてはいかがでしょうか。

その他、トラブルや逸脱を回避するための制限やルールも子どもの生活のなかに散見されましたが、日課の設定やルールが本当に合理的かつ必要なものであるのかについて、今一度子どもの視点に立った見直しに取り組まれることをお勧めします。

③食事

食事の献立はどれも美味しく、食事が子どもたちの楽しみとなっている様子が窺われました。ただ、デザートのみつ豆にスプーンを用意がなく、子どもたちが箸ですべて食べるににくいことを話題にしながら食べている場面がありました。たかがデザートスプーンがあるかないかですが、ほんのわずかな気配りの積み重ねにより、子どもたちに大切に守られていることが伝わるのではないかと考えます。また、男子が壁に向かって会議用の机で食事をとり、背後の女子との間に

職員が配置されている様子は、一見監視しているようにも見受けられました。スペースは十分あるように思われますので、職員も一緒に食卓を囲む配置にして、楽しい食事場面となるような工夫をすることなどが望まれます。さらに、子どもヒアリングでは、「おかわり」のルールについて改善を求める声が聞かれましたので、ご検討いただきたいと思います。

④入浴

一時保護施設の様々な事情から、入浴時間が日中、夕食までの間に設定されることは、他自治体でも少なくありません。ただし、幼児が午前中に、学齢児が午後の早い時間に入浴を終える状況は、入浴時間として必ずしも適切ではないように感じました。また、入浴後に着替えた衣服で日中を過ごし、夜もパジャマに着替えることなくそのまま就寝するというのは、一般的な生活習慣とも異なる上に、衣服だけでなく寝具の清潔も保てず、衛生面での懸念が生じます。洗濯・乾燥の作業の都合であるとお聞きしましたが、早急に改善に向けた多角的な方策を検討いただくよう願います。

⑤就寝時間

学齢児の消灯時刻が一律 21 時に設定されていますが、子どもヒアリングにおいて、早朝に目覚めても横になってじっとしているしかないという声が聞かれました。個別居室が整備されているので、前述のようにマンガや書籍等を持ち込んで就寝準備や起床時刻前の時間に読めるようにし、消灯時刻については年齢や個々の希望に合わせて柔軟に対応する工夫が望まれます。

●健康管理

子どもからの不調の申し出に応じて受診等の対応を行っていることを確認しました。しかし、虐待やネグレクトの環境で育ってきた子どもたちの多くは、自身の体調についての感覚が鈍く、適切に伝えることができません。日々子どもたちの健康状態を把握し適切に対応できるような体制が求められます。その際には、看護師が健康管理や保健指導等の業務にあたることが不可欠であるため、第Ⅱ部で述べたとおり、看護師の専任配置が必要と考えます。

●無断外出への対応

居室やラウンジなどの生活スペースが 4 階に配置されていることから、無断外出は物理的に起こりにくく、実際にもほとんど発生していないとのことでした。一方で、無断外出への対応については、実際に生じた場合に限らず、無断外出につながり得る兆候が見られる子どもへの関わりも含め、あらかじめ想定しておく必要があります。この点は、無断外出を容認することへのジレンマや建物の構造上の制約から苦慮しますが、子どもが危険を伴う行動に踏み切ることのないよう、無断外出という行動の背景にある「切実なサイン」に目を向けた心理的なケアや、安全が確保された外出経路の確保についても、検討しておくことが重要です。

●行動観察

一時保護施設が果たすべき役割の一つが、行動観察に基づく行動診断（アセスメント）です。行動観察においては、単に子どもの自発的な行動を観察するだけでなく、生活場面でのケアを通じて、子どもの反応や行動の傾向、職員や他の子どもたちとのかかわりの様子をとらえる参与的観察が必要となります。また、アセスメントにおいては、子どもの行動の背景にある虐待等の不適切な養育の影響に想像力を働かせる「トラウマインフォームドケア」の視点や考え方をもって、行動理解を深める姿勢が求められます。今般の『一時保護ガイドラインの一部改正について』（令和 7 年 12 月 25 日付通知）において、行動診断を行う上での留意点や行動観察のポイントが新たに記載されましたので、そちらもご参照ください。

観察会議を開催し、職員各々が観察した子どもの姿を共有しながらチームで協議して、行動観察票の項目チェックを行っていることは適切な方法であると思われます。さらに行動観察の質の向上を図るために、問題行動や気になる行動等、子どもの課題をとらえる項目だけでなく、ストレングス（強み）を見つける視点も取り入れるよう、標準化

された行動アセスメント尺度（CBCL、SDQ 等）を参考にして、心理療法担当職員や児童心理司との協働により、項目の見直しに取り組みたいかがでしょうか。そこで共有された子どもの行動について、“子どもの内面で何が起きているのか”という、子どもからの何らかのサインとして捉えることによって、一時保護施設だからこそ可能となる生活場面での行動観察が、援助方針の検討に有用なアセスメントとなると考えます。

● 性的問題に対する対応

過去に入所した性的問題行動のあるケースへの対応を機に、男女の生活スペースを分離する方針が取られていたと伺いました。一時保護施設において、性的問題の再発防止に努めてこられた経緯は理解します。一方で、限定的な場面における物理的な分離のみでは、必ずしも問題の背景や要因に十分に対応しきれない場合もあります。また、性的問題は異性間に限らず、同性間で生じる可能性がある点にも留意が必要です。性的な課題を抱える子どもの受け入れにあたっては、児童福祉司や児童心理司との連携・協力のもと、個々の状況やこれまでの経過、背景を踏まえながら、一時保護施設として取り組むことのできる支援や対応を検討し、チームとして共有しながら対応していくことが求められます。

● 他害や自傷等の行為への対応・重大事件に係る触法少年への対応・障害特性を有する子どもへの対応

これらは高い頻度で起こることではないと考えられますが、発生してから対応方針等を検討するには困難が伴うため、平時より“起こり得ること”であると想定して心構えしておくことが求められます。特に、自傷や他害といった逸脱行為は、夜間や休日等、相談部門の応援を得にくい状況でも起こる可能性があります。交代制でシフト勤務にあたる一時保護施設職員の誰もが主体性をもって適切に対応することができ、かつ安心・安全に業務に当たるためには、手順・注意点等を、必要な知識・スキルの情報とあわせてまとめたマニュアルを備えて共有しておくことが必要であると考えます。

● 退所の場面

①一時保護施設からの退所に向けた支援や、関係機関への情報提供、退所後を見据えた親子関係の再構築に関する支援について、「一時保護施設は担当部署ではない」との認識から、やや消極的な姿勢が見受けられました。これらは、主として児童福祉司や児童心理司が関わる領域ではありますが、一時保護期間中に代替養育を担う職員だからこそ把握できる子どもの生活状況や言動、反応といった情報も、非常に有用です。子どもから聴き取った内容や、職員が行った説明・情報提供の経過については、相談部門と綿密に情報共有し、退所に向けた支援に主体的に参画する姿勢が望まれます。特に、施設に措置するケースや、施設不適応を理由に一時保護となったケースなど、退所後に施設職員へ引き継ぐ場合には、一時保護施設の職員から直接生活の様子を伝える機会を設けることにより、連続性のある支援としてつないでいくことができると考えられます。

②退所の具体的な日時について、「退所告知」として、直前（基本 30 分前）に担当児童福祉司から告げ、その後は他の子どもと接触することなく速やかに退所するという手順が取られていると伺いました。これは、退所の見通しが立たない子どもが不安定にならないようにするためであったり、個人情報と交換して退所後連絡を取り合うことを防止するためであるとのことでしたが、いずれも合理性に乏しいように感じられ、目的を達成するために最適な方法であるだろうかとの疑問が残ります。子どもヒアリングにおいても「きょうだい急になくなって悲しかった」という声が聞かれました。退所する子ども、見送る子ども、それぞれの気持ちや立場に想像力を働かせ、個々の状況に応じて柔軟かつ丁寧に、退所に向けた支援が行われることを望みます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.36	緊急保護を適切に行っているか	A
No.37	一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	B
No.38	レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	B
No.39	食事を適切に提供しているか	B
No.40	こどもの入浴は適切か	B
No.41	こどもの衣服を適切に提供しているか	B
No.42	こどもの睡眠は適切か	A
No.43	こどもの健康管理を適切に行っているか	B
No.44	こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	A
No.45	無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか	A
No.46	未就学児に対して適切な保育を行っているか	A
No.47	こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	A
No.48	一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	B
No.49	行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	B
No.50	行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	B
No.51	総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	B
No.52	一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか	B
No.53	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	B
No.54	こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	B
No.55	他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか	B
No.56	重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	B
No.57	障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	A
No.58	健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	B
No.59	一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか	B
No.60	一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	B

第IV部 一時保護施設の管理運営

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【優れている点】

- ・運営に関するマニュアル、業務説明書が整えられています。
- ・熊本市子どもセンター防火管理規程が定められており、毎月避難訓練が実施されています。
- ・一時保護中の私物は台帳により管理し、退所時に保護者へ返却されています。
- ・毎年自己評価が実施されており、一時保護施設の支援をより良いものにしていこうとする姿勢が見受けられます。

【今後取り組んでほしい点】

● 事業計画

一時保護施設としての年度単位の事業計画が未策定であるため、毎年行う自己評価で明らかになった課題や、第三者評価で指摘を受けた課題について、重点的に取り組むべきポイントや方針が職員間で共有されにくい状況が窺えます。職員の方々からは一時保護施設での支援を改善していこうという雰囲気を感じられますので、今後は抽出された課題を明確にした上で、職員全員で優先順位や方針を考えて年間目標を定めるなど、自己評価や第三者評価を支援の質の向上に活かす取組みを期待します。

● 安全確保に関する計画

一時保護施設としての子どもの安全確保の観点からの取組みや点検、職員研修等を体系的に整理した安全計画や、安全に関する事項をまとめたマニュアルについては、現時点では確認することができませんでした。安全計画や安全に関する事項を定めることにより、職員一人ひとりの安全意識を高め、共有することが必要です。そして、安全点検の実施やインシデントの検証、ヒヤリハット事例からの改善策の検討、研修等を繰り返し実施することを通じて、重大事故の未然防止につなげていくことが有効であると考えられます。

● 災害時マニュアル

建物の消防計画とは別に子どもの安全確保の観点から、子どもの安全確認、避難誘導、避難訓練等を具体的に盛り込んだ一時保護施設としての独自のマニュアル等は、現時点では確認できませんでした。災害時に子どもに対応する職員が適切に判断し、対応することができるよう、一時保護施設独自の避難マニュアルを作成することが望まれます。また、どのような時間帯に災害が発生しても慌てることのないよう、毎月実施している避難訓練について、夜間帯その他の生活時間を想定した訓練も実施しておく、より効果的であると考えます。

● 感染症マニュアル

熊本市役所全体の感染症マニュアルはありますが、子どもが生活をする場として、一時保護施設独自のマニュアルを整備し、子どもに対応する職員が判断や対応に困らないよう、感染症予防及び発生時の対応に備えておくことが必要です。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.61	一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか	B
No.62	こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	B
No.63	災害発生時の対応は明確になっているか	B
No.64	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.65	一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか	A
No.66	一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	B
No.67	一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	A

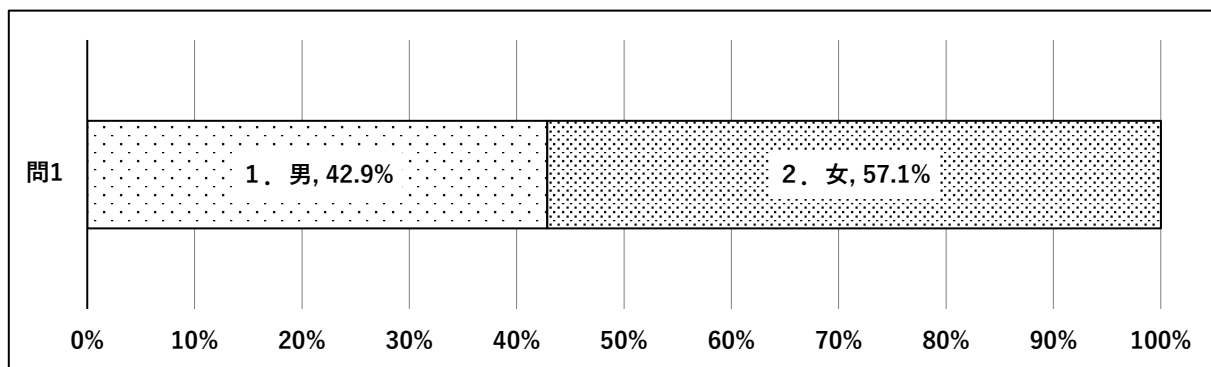
こどもアンケート結果

(2025年9～10月実施)

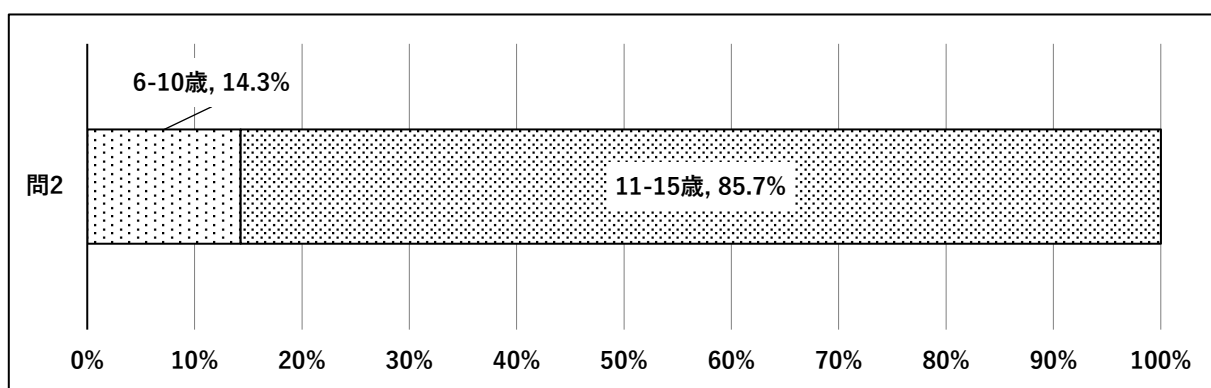
対象：上記期間内に一時保護施設へ入所中の子ども

回答者数：8人

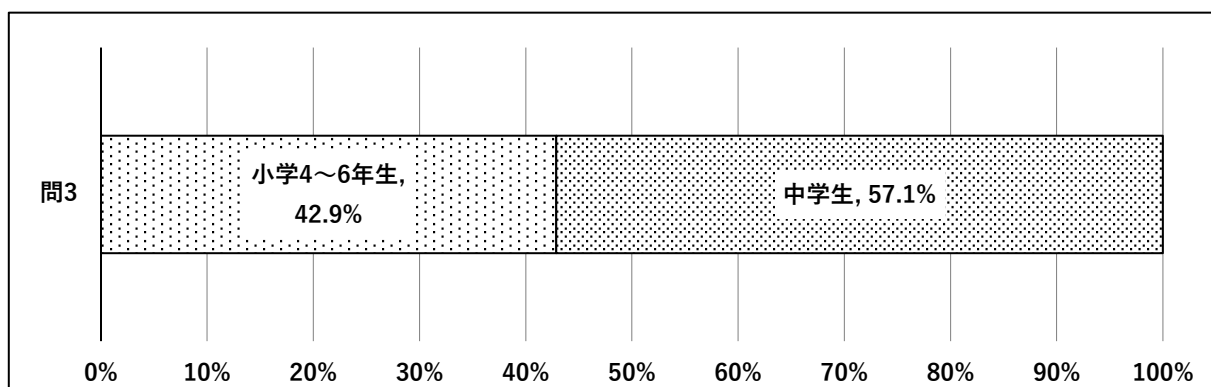
問1 性別は。



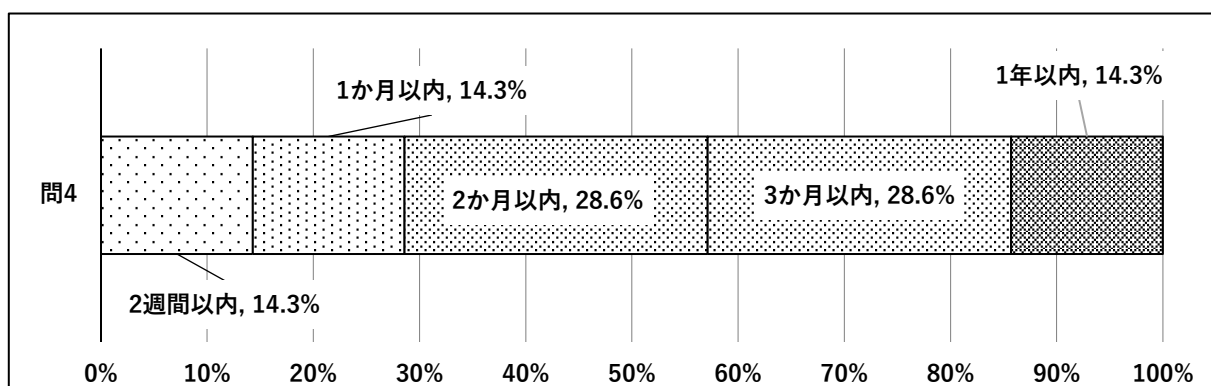
問2 年齢は。



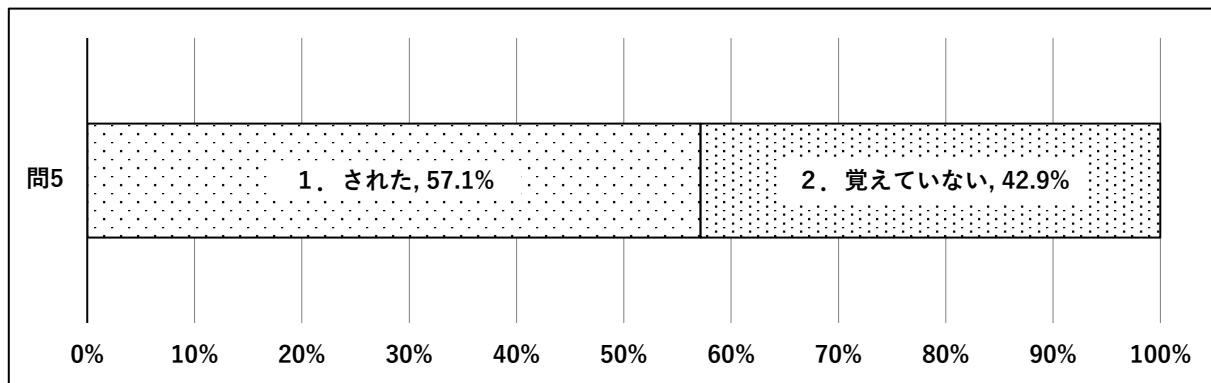
問3 学年は。



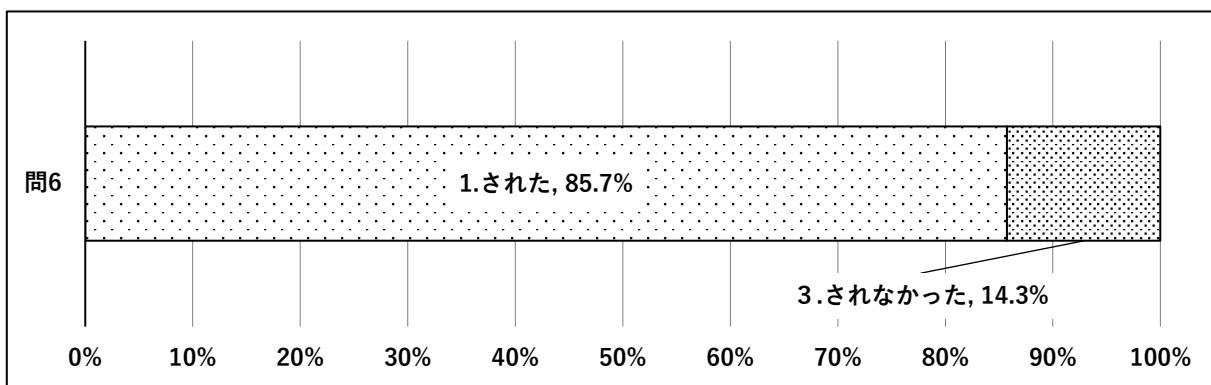
問4 ここ(一時保護施設)に来た日から今日で何日目ですか。



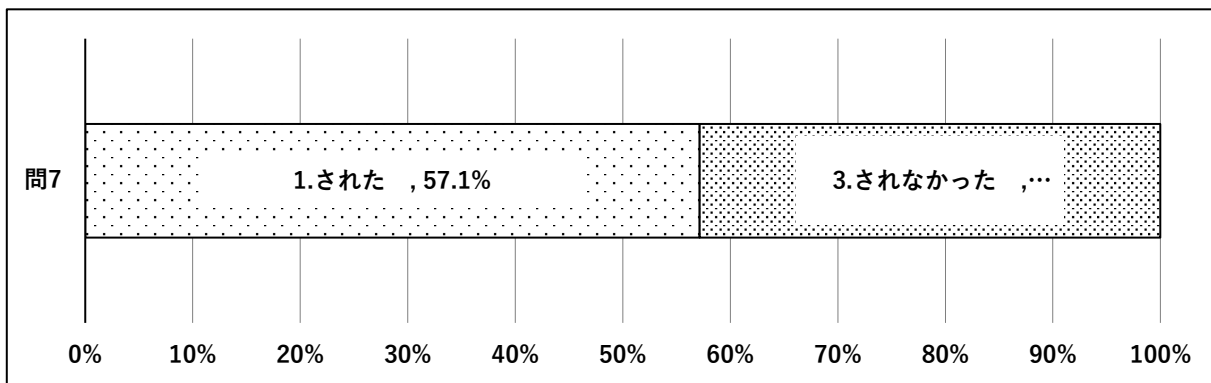
問5 ここに来る前に一時保護施設がどのような所なのか説明されましたか。



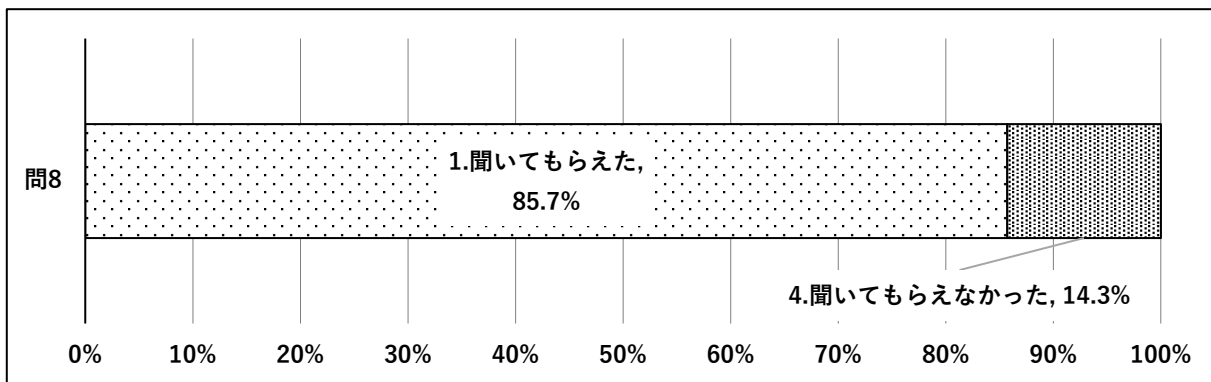
問6 あなたがなぜここで生活することになったのか、その理由を説明されましたか。



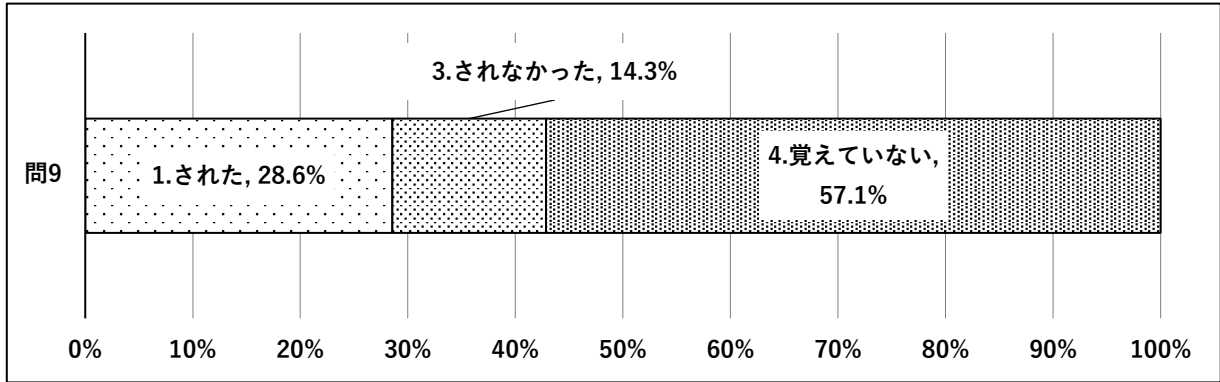
問7 ここには、だいたいいつまでいなければならないのか、今どのような状況なのか、担当の人から話をされましたか。



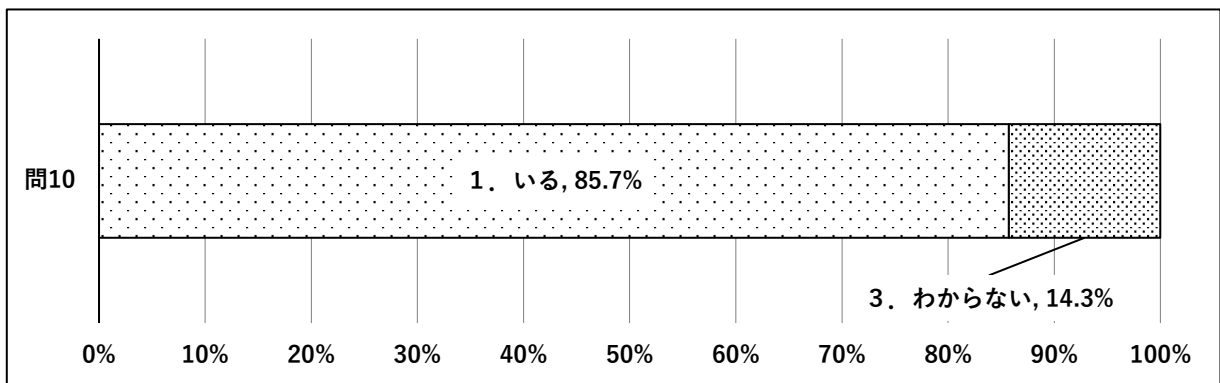
問8 あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらえましたか。



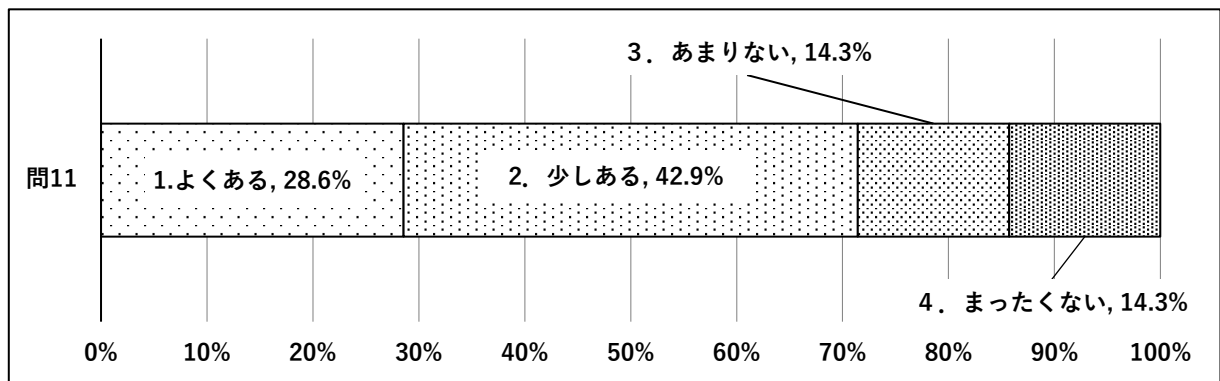
問9 この職員や児童相談所の人から、「こどもの権利」について説明されましたか。



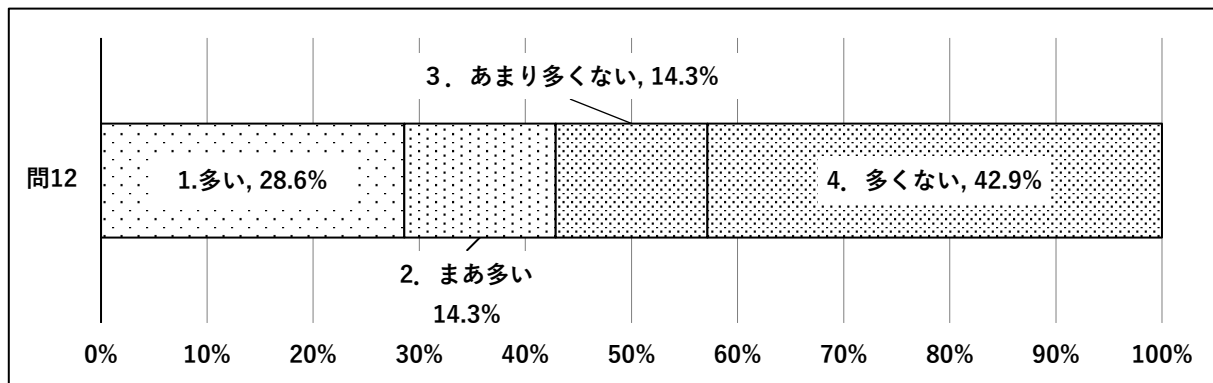
問10 この職員や児童相談所の人で、あなたがなんでも話せる人はいますか。



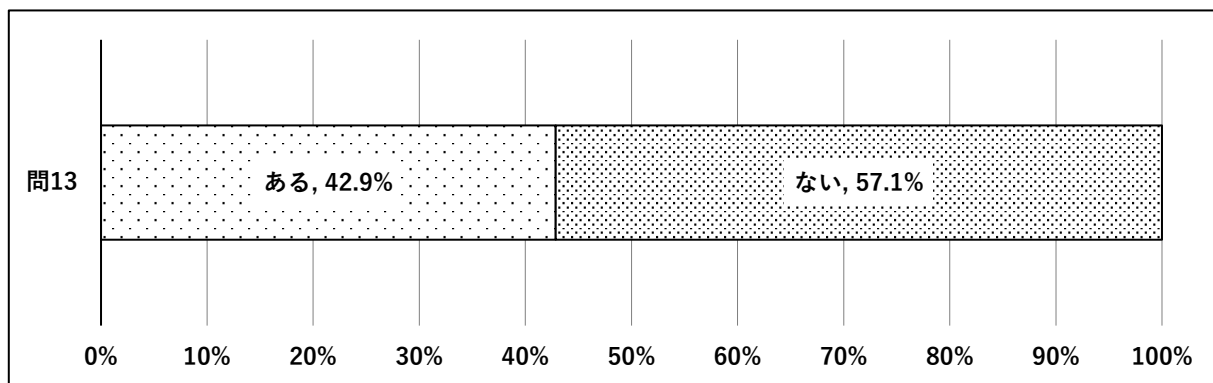
問11 この生活で、職員の人に、大切にされていると感じることはありますか。



問12 自由に過ごせる時間は多いですか。



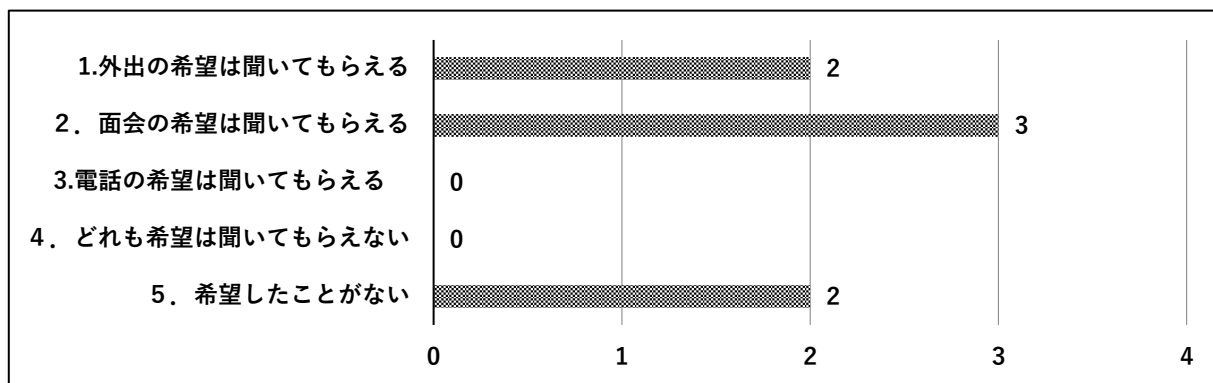
問13 自由時間で楽しいことはありますか。



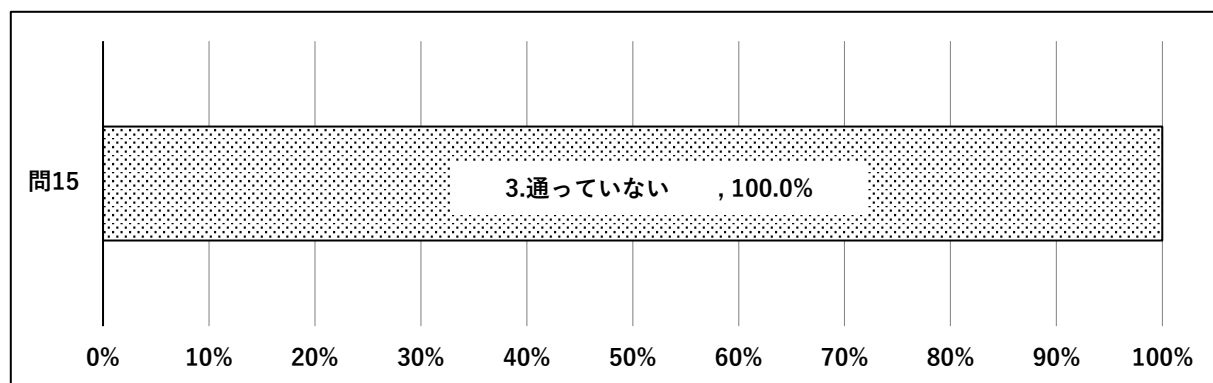
(自由時間で楽しいことについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
DVD と 体育
バトミントン
本をよむこと

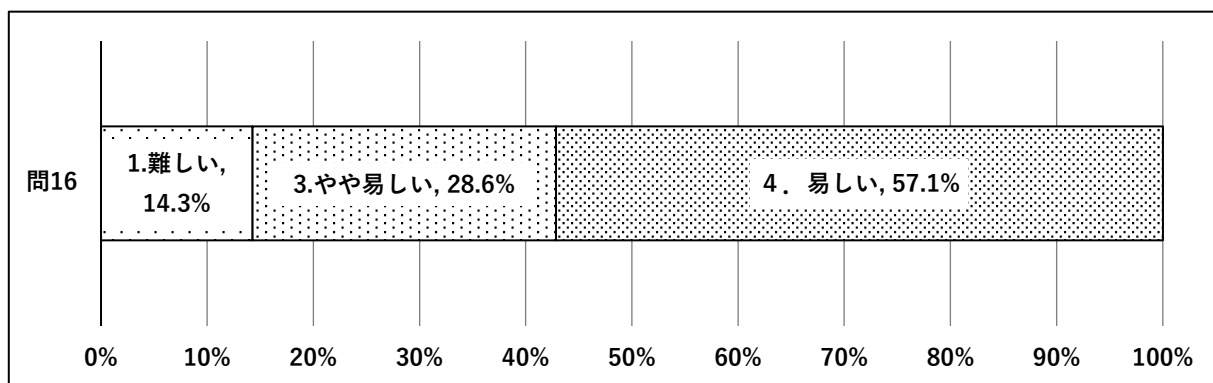
問14 外出や面会、電話など、あなたがしたい時にできていますか。(複数回答可)



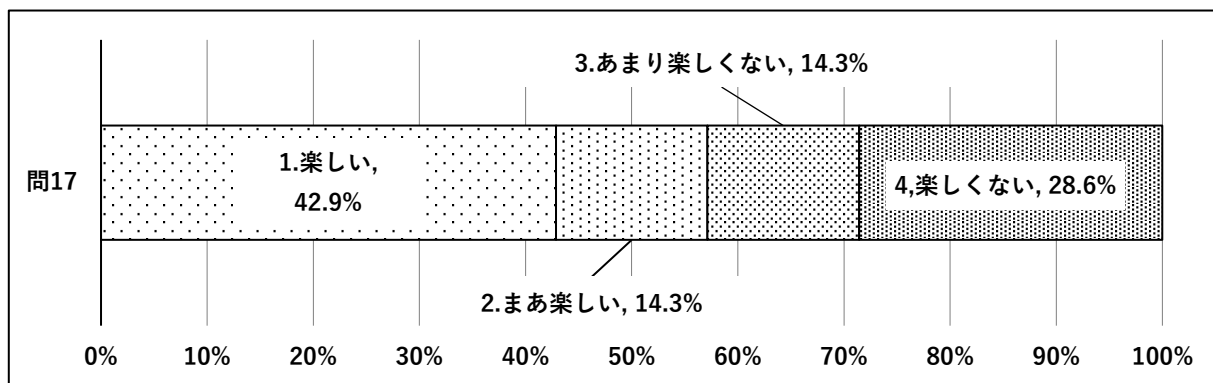
問15 ここから学校に通えていますか。



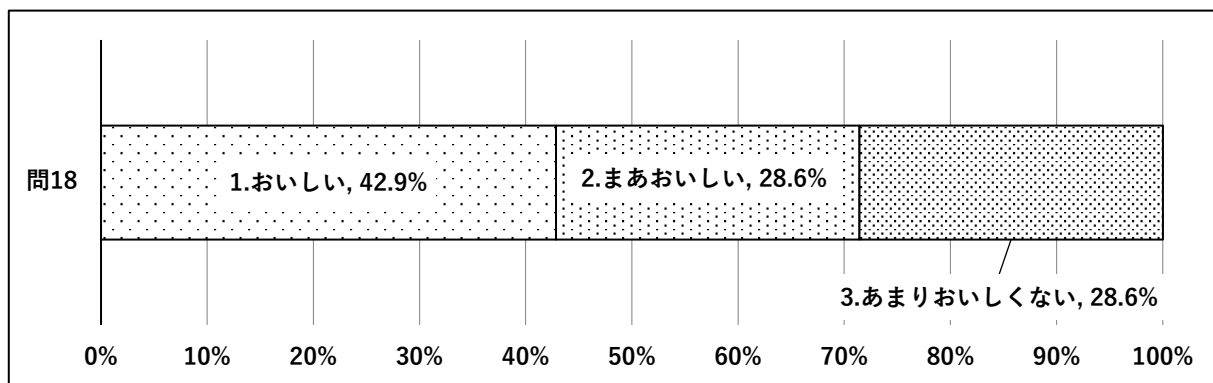
問16 ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。



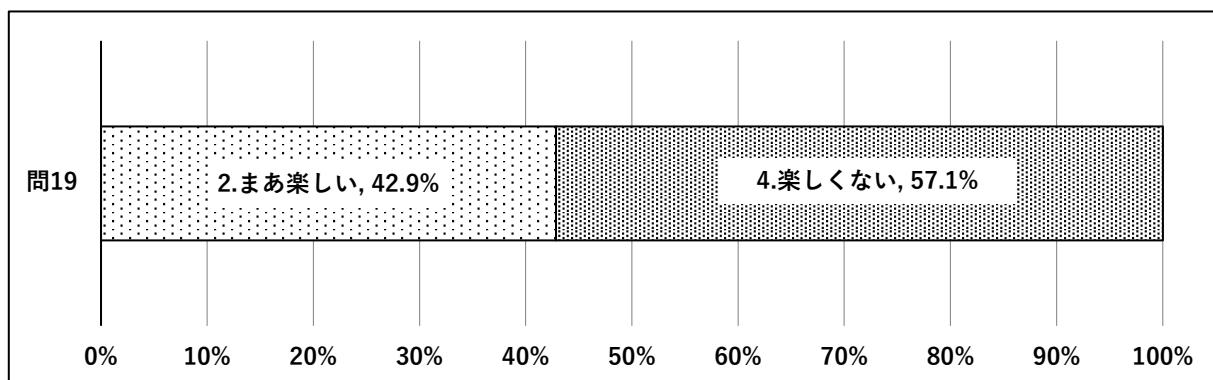
問17 学習時間以外の活動(午後の活動等)は楽しいですか。



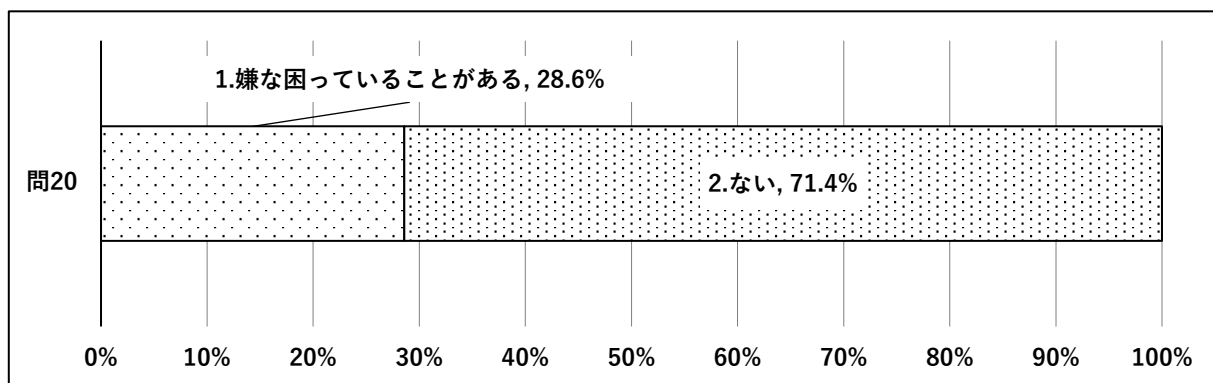
問18 食事はおいしいですか。



問19 食事の時間は楽しいですか。



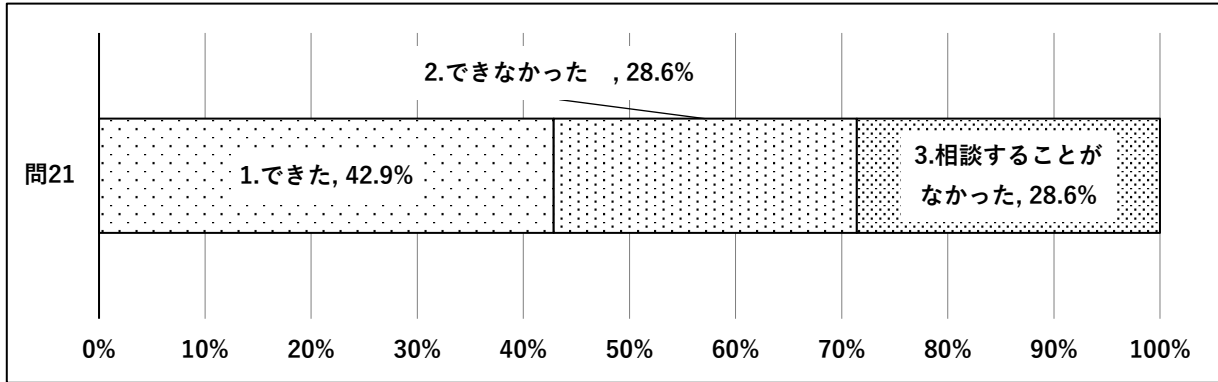
問20 ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。



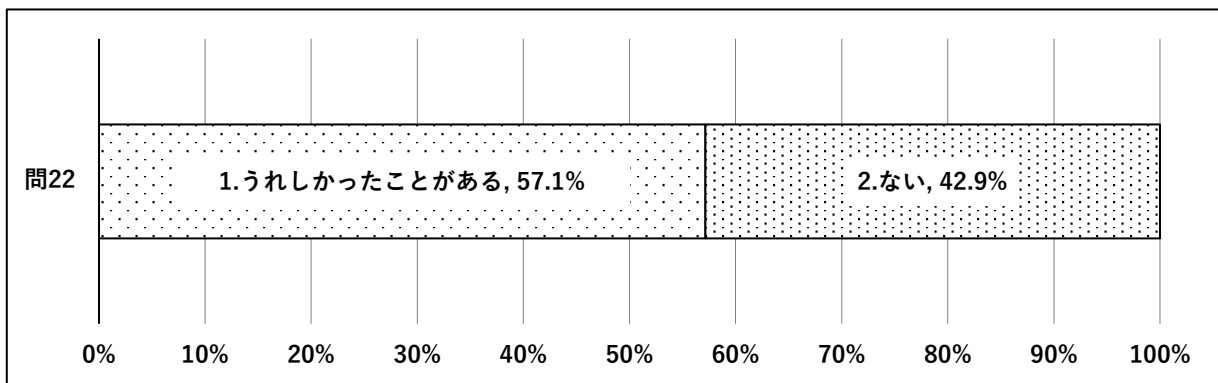
(嫌なことや困っていることについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
スマホがさわれない。
スマホさわりたい。ゲームしたい。絵が見たい。

問21 不安なことや困ったことなどがあった時に職員に相談できましたか。



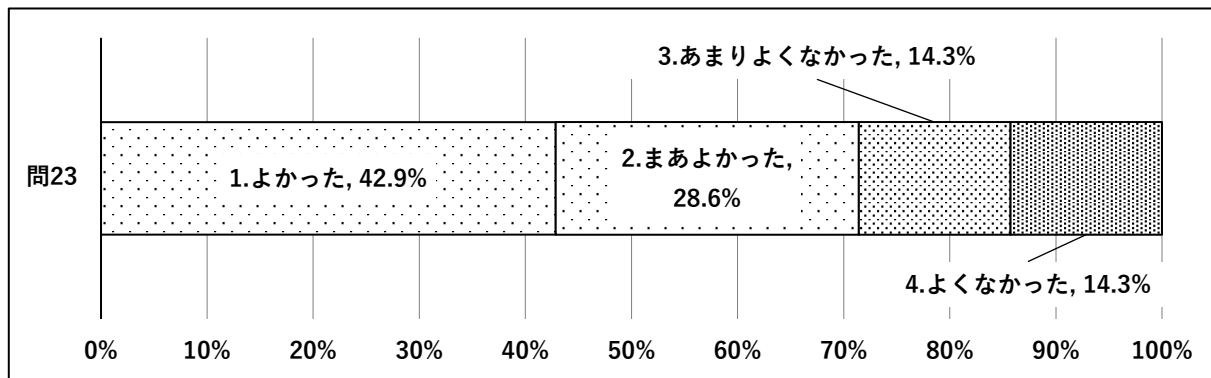
問22 ここでの生活でうれしかったことはありますか。



(うれしかったことについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
しょないれく
レク
漫画たくさん読める。メダリストがないのは悲しい
レク イベント

問23 ここでの生活(全体をとおして)はどうでしたか。



問24 ここでの生活で変えてほしいことや、こうなればいいなあと思うことがあれば書いてください。

具体的に
ない
ピアノとビーズアートと体育の時間をながくしてほしい。
ゲームがしたいです。スマホとかタブレット（学校の）使えるようになったらいいと思います。好きな絵師さんの絵とかも見れたらいいなあと思います。気軽に外出とかもできたらいいな… とにかくアニメとか漫画とかゲームとか見たいししたいです。なんとかしてください。
ぬ